

長野県子ども・若者モニター事業業務委託仕様書（案）

第1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「長野県子ども・若者モニター事業」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2 趣旨・目的

「女性・若者に選ばれる県づくり」に向けて、女性・若者の声を政策に反映させるとともに、子ども基本法（令和5年4月施行）に、地方公共団体が子ども政策の策定、実施等に当たっては、子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずべき旨の規定が置かれたことから、子ども、女性・若者の意見を定期的に聴き、政策に反映する。

第3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- 1 長野県財務規則及び諸規則
- 2 契約書
- 3 その他関係法令及び通達

第4 委託業務

1 子どもモニターへのアンケート調査

(1) 概要

ア 対象者

県内の小学校5年生から高校3年生（18歳）までの方を公募
（小学生100名、中学生100名、高校生100名程度）

イ 実施時期

令和6年6月～令和7年2月

ウ 実施方法

インターネット調査（2回）

エ 調査テーマ

※県と協議の上決定

(2) 業務内容

ア 子どもモニターの募集（公募）

(ア) 募集方法の検討

(イ) 広告・PR（チラシ作成、配布など）

(ウ) 募集、申込受付、申込者一覧の作成

イ 調査企画・設計等

(ア) 調査内容の検討（調査事項等）

※ 別途県から提供するテーマについて（複数問）

(イ) 調査のためのシステム構築

ウ こどもモニターへのアンケート調査、集計

エ こどもモニターへの謝礼

※ 全てのアンケートに回答したこどもモニターに謝礼

2 女性、若者等との意見交換の実施

(1) 概要

ア 対象者

公募による女性・若者等

イ 実施時期及び場所

令和6年7月～令和7年2月

ウ 実施方法

対面 若しくは Web形式（2回）

エ 意見交換のテーマ

※県と協議の上決定

(2) 業務内容

参加者の選定及び募集、参加者との連絡調整、当日資料の作成・配布、当日の運営等、実施に当たり必要なこと一切。

第5 成果品

- 1 実施したアンケートの集計結果をまとめた報告書
- 2 実施した意見交換の開催日時・会場、参加者数、意見交換の内容、配布資料等をまとめた報告書
- 3 業務の実施に要した経費の内訳書
- 4 その他、成果品として認められるもの

第6 委託期間

契約日から令和7年2月28日まで

第7 スケジュール

業務実施に関する概ねのスケジュールは以下のとおり。受託者は下表及び企画提案に基づき本業務を実施すること。

時期（目安）	内容
令和6年6月上旬 （契約締結後）	事業実施の準備（委託者との打合せ）
～令和7年2月上旬	こどもモニターアンケート（2回）
	女性、若者等との意見交換会（2回）
～令和7年2月28日	業務完了報告書の提出

第8 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

第9 疑義について

- 1 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定する。
- 2 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

第10 その他の事項

- 1 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- 2 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用してはならないこと。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- 3 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、流出や損失等、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- 4 個人情報取扱特記事項、情報資産等取扱特記事項を尊称すること。
- 5 個人情報等を収集するシステム(専用サイト)などは外部からの攻撃に備えること。
- 6 個人情報などは可能な限りサーバー上に保存しない仕組みをとり、攻撃を受けても情報漏洩のリスクを最小限にすること。
- 7 使用する OS やソフトウェアについては、適切にアップデートを行うこと。また、脆弱性が発見された場合は速やかに対応すること。
- 8 システムのリリースに当たっては事前に脆弱性診断などを実施すること。
- 9 システムの障害や攻撃によるアクセス障害が発生した場合は、速やかに機能の復旧を行うこと。
- 10 5から9について、追加費用が発生しないこと。
- 11 受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。

- 12 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- 13 契約目的以外で、成果物（業務の過程で得られた記録、情報（個人情報含む。）等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- 14 専用サイト以外の成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- 15 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- 16 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- 17 その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。

個人情報取扱特記事項

1 特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の原則禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第6 受託者は、受託者の職員に対し、長野県個人情報保護条例第9条に規定する職員等の義務及び第63条、第64条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第7 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わ

せるものとする。

(作業場所の特定)

第8 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。